

## JAL不当解雇撤回裁判にご支援ください

日本航空は2010年12月31日、パイロット81名、客室乗務員84名の合計165名に及ぶ大量解雇を実施しました。2012年3月29日、30日、JALの不当解雇撤回を求めるパイロット及び客室乗務員の裁判において、東京地裁は原告主張を退け、解雇は有効とする不当判決を下しました。乗員71名・客室乗務員71名、計142名は東京高裁に提訴し、解雇撤回・原職復帰を目指して勝利するまで闘う方針を打ち出しました。これからの闘いに、より一層の皆様のお力をお貸しください。

### 整理解雇の狙いは、物言う組合つぶし、明らかな不当労働行為

この裁判で、必要がないのに165名を解雇したのは、ベテラン乗務員の中に労働組合の委員長や議長など多くの役員がいたため、彼らを排除する狙いがあったことが明らかになりました。

パイロットには年齢と知識・経験に相関関係がない。ベテラン排除は安全確保の上で脅威にならないし、根拠がない。



安全に無見識な渡邊裁判官

### 解雇された人は

- ・機長 55歳以上
- ・副操縦士 48歳以上
- ・客室乗務員 53歳以上
- ・一定日数以上の病欠者
- ・乗務時間制限があった者
- ・病気休職した者

## 日航の解雇事件でILOが勧告



### 労使協議の実施の確実な保障を迫るとともに裁判の情報提供を求める

日航の解雇事件に関連し、2012年6月15日、ILOは日本政府に勧告を出しました。勧告は、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオンが、組合活動の中心的役割を担ってきた多数の組合員の排除を狙って解雇したこと、そして争議過程において争議権投票に介入したことは「ILOの87号（結社の自由および団結権の保護に関する条約）および98号条約（雇用政策および団体交渉権についての原則の適用に関する条約）に違反」するとの申立に対して出されたものです。政府と日本航空はILO勧告を真摯に受け止め、解雇問題の早期全面解決をはかるよう強く求めます。